

## 新潟市創業サポート事業費（店舗）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、創業促進のため、創業者が本市内の空き店舗で実施する事業を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1） 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

#### （2） 創業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに中小企業者として事業を開始すること。

イ 中小企業者が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな中小企業者として、新事業を開始すること。

ウ 新潟市創業サポート事業費（店舗）補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、実店舗をもたない又は新潟市チャレンジショップで既に事業を営んでいる中小企業者が、事業を開始した日から3年が経過する前に本市内の空き店舗で事業を開始すること。

#### （3） 第二創業

既に事業を営んでいる中小企業者において後継者（経営に関する権利又は権限を有しない者をいう。）が先代から事業を引き継いだ後に新事業に進出することをいう。ただし、申請日の6か月前から申請日まで事業承継を行っている場合又は申請日から6か月を経過する日若しくは新事業に着手する日の属する年度の末日のどちらか早い日までの間に事業承継を行う場合に限る。

(4) 創業者

補助金交付決定日以降に創業又は第二創業を行う者をいう。

(5) U I J ターン者

申請日において、本市に居住する者であって新潟県外から本市に居住地を移転してから1年を経過していない者又は本市に居住していない者であって申請日の属する年度内に本市に居住地を移転する者をいう。

(6) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書を取得した者（以下「特定創業支援者」という。）

申請日の属する年度において、新潟市特定創業支援等事業に関する証明書交付に係る要綱（平成27年3月13日施行）第2条で規定する証明書の交付を受けた者をいう。

(7) 商店街団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合

イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの。

ウ 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの。

(8) 商店街内

前号に規定する団体の活動区域をいう。ただし、同号ウに規定する団体の活動区域内に同号ア又はイに規定する団体の活動区域が含まれる場合は、同号ウに規定する団体の活動区域を同号ア又はイに規定する団体の活動区域とする。

(9) 空き店舗とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 新潟市内に所在すること。

イ 補助対象者が自ら賃貸借の契約をすること。

ウ この要綱に基づく申請日時時点で活用されていない店舗として賃貸借可能な状況のものであること。

エ 空き店舗の貸主が3親等以内の親族でないこと。

オ 自己所有物件でないこと。

(10) 小売店舗等とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業のいずれかに該当する事業を営む店舗（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗でないもの。

ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗でないもの。

エ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う店舗でないもの。

（補助金の交付）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 創業者。

(2) 本市内の空き店舗に小売店舗等を出店する者。

(3) 市税を滞納していない者。

(4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員。

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

3 補助対象事業について、国、県又は市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のもの）

のをいう。)を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

(補助対象外経費)

第5条 次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- (1) 敷地の購入又は借入れに必要な経費。
- (2) 建築手続き等に要する費用。
- (3) 空き店舗を賃借する場合の敷金及び礼金。

(交付条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- (2) 経費の変更(第10条に定める軽微な変更を除く。)をする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 事業に係る経理は、他の経理と区分して行うこと。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号により、補助金交付申請及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号により交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする場合には、

あらかじめ別記様式第3号による事業変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、別記様式第4号による事業変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。
- (2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない減額であること。

(事業が予定期間内に開始しない場合等の報告)

第11条 第6条第5号の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定期間内に開始できない理由又は事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助事業完了後、又は補助金の決定に係る会計年度終了後、速やかに別記様式第5号により、実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを別記様式第7号による補助金確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合。
- (4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。
- (5) その他この要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

#### (財産処分の制限)

第16条 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産の処分承認申請書を別記様式第10号により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (選定委員会)

第17条 市長は、補助金の交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平・公正に補助事業者を選定するため、新潟市創業サポート事業（店舗）選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

(適用期限)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第17条による選定委員会により選定され、第8条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の新潟市商店街内創業サポート事業費補助金交付要綱に基づいて継続して補助金の交付を受けている事業にあっては、この要綱の第3条第1項第1号中「商店街団体に加入する」とあるのは「商店街団体の同意を得た」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。なお、施行日より前に第17条による選定委員会により選定され、第8条により補助金の交付決定を受けた者については、従前の要綱

の規定を適用する。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費         | 補助期間、補助率、限度額                                                                                                                               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賃借料<br>(建物賃借料) | 補助期間：建物賃借料が発生した日から1年間<br>補助率：1／3<br>※次のいずれかに該当するものは、補助率は1／2以内とする。<br>（1）事業実施場所が商店街内<br>（2）UIJターン者又は特定創業支援者<br>限度額：60万円<br>※補助金の支出は、年度毎に行う。 |

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。



年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

創業サポート事業費（店舗）補助金交付申請書

創業サポート事業（店舗）を下記のとおり実施したいので、新潟市補助金等交付規則により、補助金の交付を申請します。

記

1. 店 舗 等 の 名 称

2. 補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容 事業計画書のとおり

3. 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率 | 交付申請額 |
|-------|-----|-------|
|       |     |       |

4. 事 業 着 手 予 定 年 月 日 年 月 日

事 業 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日

5. 情報の公表の内容、方法及び時期

6. 添 付 書 類

- (1) 該当年度の収支予算書
- (2) 創業サポート事業（店舗）応募申請書に添付した書類のうち、変更のあったもの
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (4) 納税証明書（新潟市制度用）

別記様式第2号（第8条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 様

新潟市長 印

# 創業サポート事業費（店舗）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付条件

年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

創業サポート事業（店舗）変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった創業サポート事業（店舗）について、下記のとおり変更したいので、新潟市創業サポート事業費（店舗）補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1. 店舗等の名称

2. 変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

3. 変更の理由

4. 変更予定年月日

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 様

新潟市長 印

創業サポート事業（店舗）変更承認通知書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定した創業サポート事業（店舗）  
について、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 既交付決定額

3. 変更交付決定額

4. 変 更 事 項

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

5. 変 更 の 理 由

年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

創業サポート事業（店舗）実績報告書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった創業サポート事業（店舗）が完了したので、新潟市補助金等交付規則の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 店 舗 等 の 名 称

2. 交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

3. 事 業 着 手 年 月 日 年 月 日（賃貸借契約日）  
建 物 賃 借 料 発 生 年 月 日 年 月 日（賃借料が発生した日）  
店 舗 開 店 年 月 日 年 月 日（店舗の運営を開始した日）  
事 業 完 了 年 月 日 年 月 日

4. 情 報 の 公 表 の 状 況

5. 補 助 事 業 の 運 営 状 況 別紙1「事業報告書」のとおり

6. 添 付 書 類

- （1） 収支決算書
- （2） 領収書又は収支を証する書類の写し
- （3） 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- （4） 建築確認通知を受けたものについては、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- （5） 開業したことの分かる資料の写し（個人事業主の場合は開業届、会社設立の場合は登記簿謄本）
- （6） 事業を承継したことが分かる資料の写し（第二創業を行う者の場合）
- （7） 事業開始後の店舗外観及び内観の状況が分かる写真（事業開始年度のみ）

## 別紙 1

## 事業報告書

## 1 来客数・売上実績

| 年月  | 来客数（人） |    | 売上（円） |    |
|-----|--------|----|-------|----|
|     | 目標     | 実績 | 目標    | 実績 |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年 月 |        |    |       |    |
| 年度計 |        |    |       |    |

## 2 事業実績

|                                |         |  |
|--------------------------------|---------|--|
| 補助事業<br>の成果                    | 事業内容の履行 |  |
|                                | 地域等との連携 |  |
| 今後の方針等<br>・利用者<br>・売上金<br>・連携等 |         |  |

別記様式第6号（第13条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 様

新潟市長 印

### 創業サポート事業費（店舗）補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

#### 記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付済額

4. 確定額

別記様式第7号（第14条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 様

新潟市長 印

創業サポート事業費（店舗）補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定した創業サポート事業（店舗）  
については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付決定取消額

4. 取消理由



別記様式第8号（第15条関係）

新 第 号  
年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 様

新潟市長 印

創業サポート事業費（店舗）補助金返還命令書

年 月 日付け新 第 号 で金額の確定した（交付決定を取り消した）  
補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 店舗等の名称

2. 返還額

3. 返還期限

4. 返還理由

年 月 日

（ 宛 先 ）  
新 潟 市 長

所在地  
名 称  
代表者

創業サポート事業（店舗）に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定のあった創業サポート事業（店舗）により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市創業サポート事業費（店舗）補助金交付要綱第16条の規定により承認を申請します。

記

1. 店舗等の名称
2. 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
3. 取得効用増加価格及び時価
4. 処分の方法
5. 処分の理由